

るり保育園 重要事項説明書

1 施設運営者

名 称	社会福祉法人るり福祉会
代表者氏名	理事長 長谷川弘道
所在地	静岡市駿河区向敷地三丁目1番30号
電話番号	054-258-8001
法人設立年月日	昭和53年2月27日
定款の目的に定めた事業	保育所の経営 一時預かり事業

2 事業の目的、運営方針

事業の目的	児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。
運営方針	① おおらかに（おおらかな我慢強い子） ② すこやかに（健康で元気な子） ③ のびやかに（のびのびと明るい子）

3 施設の概要

施設の種類	保育所
施設の名称	るり保育園
開設年月日	昭和53年4月1日
施設の所在地	静岡市駿河区向敷地三丁目1番30号
連絡先	電話番号 054-258-8001 F A X 054-258-8021
管理者	園長 長谷川弘道
利用定員	満3歳以上の児童【2号】 60人 満1歳以上満3歳未満の児童【3号】 38人 満1歳未満の児童【3号】 12人
職員数	23人
嘱託医	もりもりクリニック 森下雄大 TEL 054-256-8080 近藤歯科医院 近藤誠 TEL 054-259-9617

4 開園日・開園時間及び休園日

保育を提供する日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日は休園とする。	
保育を提供する時間	保育標準時間認定	午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で保育を必要とする時間
	保育短時間認定	午前8時30分から午後4時30分までの間で保育を必要とする時間 ※ 午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分までの範囲内で延長保育を実施。

※土曜日は、午後4時までの間で保育を必要とする時間

5 施設・設備等の概要

敷地	面積	1,402.48 m ²	
建物	構造	鉄筋コンクリート造2階建	
	延床面積	842.28 m ²	
施設の内容	設備	部屋数	面積
	乳児・ほふく室	2室	106.11 m ²
	保育室	4室	199.22 m ²
	病児・病後児室	1室	2.00 m ²
	遊戯室	1室	93.62 m ²
	調理室	1室	29.96 m ²
	幼児用トイレ	2室	37.14 m ²

本園では「静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年静岡市条例第8号。以下「市条例」という。）」の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

6 職員の状況

職種	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格
園長	1人		人	
副園長・事務	1人	保育士 1人	人	
主任保育士	1人	保育士 1人	人	
保育士	14人	保育士 14人	6人	保育士 6人
栄養士(委託)	1人	栄養士 1人	人	
調理員(委託)	2人	調理師 2人	人	

本園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

7 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第141号）を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。

(1) 保育計画

歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成。

(2) 毎日の保育の流れ

7:30 10:00 11:30 13:00 15:00 16:00
順次登園 主活動・遊び 給食 お昼寝 おやつ 順次降園

(3) 食事の提供

給食等の方針	保育園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。旬の食材を積極的に取り入れています。
昼食及びおやつ	保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。
アレルギー等への対応	食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。ご相談の上、除去等の必要な対応を取ります。

(4) 健康診断

①健康診断

年2回、嘱託医が検診します。結果については、連絡帳に記載します。

②身体測定

月に1回、身長・体重の測定を行います。結果については連絡帳に記載します。

(5) その他

子育て支援事業の実施。

おしゃべりサロン（原則 毎月1回第2木曜日 午前10時～午前11時）

8 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町に対し、当該市町が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 給食費 2号認定 月額5,900円（3歳児～5歳児クラス）

(3) 延長保育料

対象	時間	料金
保育短時間認定	午前7時30分～午前8時30分	日額100円
	午後4時30分～午後6時30分まで	日額200円

9 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 利用児童が小学校に就学したとき。

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

10 緊急時の対応

保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、本園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

11 賠償責任保険の加入

本園では、以下の保険に加入しています。

加入保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険の種類	保育園児団体傷害保険
保険の内容	入院 1800 円 通院 1200 円

12 非常災害時の対策

消防計画の作成	提出先：静岡市石田消防署 届出日：平成 29 年 7 月 防火管理者：園長 長谷川弘道
防災設備	自動火災報知機、誘導灯、消火器
避難訓練	火災及び地震を想定し、月 1 回実施

※警報の発表基準をはるかに超える豪雨や津波等が予想され、重大な災害の危険性が高まっていると判断した場合は、自宅待機又は臨時休園等になります。

13 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 長谷川弘道
-------------	----------

14 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情受付責任者	主任保育士 鈴木雅子
苦情解決担当者	園長 長谷川弘道
第三者委員	杉本忠重
	中島一州
受付方法	文書、電話及び面談等により受け付けします。